

2 表示値を得る方法【食品表示基準第3条】

表示値を得る方法として①～④を用いることができます。

いずれの方法でも表示された含有量に合理的な根拠があれば表示することが可能です。

①分析値	②計算値
公定法(食品表示基準別表第9の第3欄に掲げる方法)により分析した値	公的なデータベース等(日本食品標準成分表等)から原材料の栄養成分値を入手し、その食品の栄養成分を算出した値
③参照値	④併用値
公的なデータベース等を基に表示しようとする食品と同一又は類似する食品から、栄養成分値を類推した値	分析値、計算値及び参照値を併用した表示であり、分析値、計算値又は参照値を組み合わせて作成した値

合理的な推定による表示

一定値による表示であって、表示値が定められた許容差の範囲内におさまらない可能性がある場合は、「この表示値は目安です」又は「推定値」のいずれかの文言を明示し、推定の値の表示が可能です。その際は、表示された値の根拠資料を保管する必要があります。

(注) 栄養成分の量及び熱量について「たっぷり」や「低～」など栄養強調表示を行う場合は、強調する栄養成分は分析値で表示しなければなりません。また、栄養強調表示を行う際は「合理的な推定による表示」はできません。

推定値の表示例

栄養成分表示 1食分(100g)当たり	
エネルギー	〇〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g
この表示値は、目安です。	

詳しくは、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」(消費者庁食品表示企画課)をご参照ください。

3 栄養成分表示を省略できる場合【食品表示基準第3条、附則第6条】

下記①～⑤に該当する食品にあっては栄養成分表示を省略することができます。

- ①容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの
- ②酒類
- ③栄養の供給源として寄与の程度が小さいもの(ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等)
- ④極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む)が変更されるもの(日替わり弁当等レシピが3日以内に
変更されるもの(サイクルメニュー(※)を除く)) (※) ある一定期間ごとに同じメニューを繰り返すこと
- ⑤消費税法第9条第1項において、消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの
ただし、当分の間中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者が販売するもの

※ ⑤の事業者の製造した食品であっても、⑤に該当しない大手スーパーなどで販売される際には、栄養成分表示が必要となりますので注意が必要です。

ご不明な点は、保健所健康増進課または県庁生活衛生課へお問い合わせください。

岐阜保健所	☎058-380-3004	西濃保健所	☎0584-73-1111	関保健所	☎0575-33-4011
可茂保健所	☎0574-25-3111	東濃保健所	☎0572-23-1111	恵那保健所	☎0573-26-1111
飛騨保健所	☎0577-33-1111	県庁生活衛生課	☎058-272-1111	岐阜市保健所	☎058-252-7194

(岐阜市保健所については食品衛生課)